

監理団体の許可基準(財産的基礎について)

《対応方針》

「財産的基礎を有すること」との許可基準については、(1)または(2)に該当する場合に、基準を満たすこととする。

- (1) 直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっていないこと。
- (2) 直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっている場合には、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が確実視されること。

① 増資が実施済みである。

② 組合費・賦課金による収益、共同事業による収益等により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。

※ 上記各取組は、直近の財務諸表における債務超過額を上回る額の対応であることが必要。

《今後のスケジュール》

平成30年4月に運用要領を改正・公表し、周知期間を設け、同年7月の申請から取扱いを開始。

規則第29条第1項第9号の取扱い(法人の種類について)

《対応方針》

規則第29条第1項第9号については、以下の基準を満たしている場合、同号に規定する「監理事業を行うことについて特別の理由がある」ものとして取り扱うこととする。

また、必要に応じ業所管省庁の意見も聞いた上で判断する。

○ 過去3年以内に、以下の①または②を行った実績があり、当該実績を資料等により明確に示すことができること。

- ①公益認定法上の「公益目的事業」に該当する業務
- ②職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）】

（許可の基準等）

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

- 一 本邦の営利を目的としない法人であつて主務省令で定めるものであること。
- 二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従つて適正に行うに足る能力を有するものであること。
- 三 監理事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有するものであること。

.....

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（抄）】

（本邦の営利を目的としない法人）

第二十九条 法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 商工会議所（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）
- 二 商工会（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）
- 三 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）
- 四 職業訓練法人
- 五 農業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であつて農業を営む場合に限る。）
- 六 漁業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であつて漁業を営む場合に限る。）
- 七 公益社団法人
- 八 公益財団法人
- 九 前各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの

2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(抄)】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成30年3月8日現在）

申請件数	許可件数
2,165件（うち介護職種252件）	1,973件（うち介護職種172件） うち一般監理事業（※1） 676件（介護職種75件） うち特定監理事業（※2） 1,297件（介護職種97件）

- （※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- （※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年3月2日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	2,535件	1,329件
団体監理型（※4）	83,608件	34,967件
計	86,143件	36,296件

- （※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- （※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

平成30年3月14日

法務省入国管理局入国在留課
厚生労働省海外人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構技能実習部

技能実習制度における除染等業務について

技能実習生として来日したベトナム人男性が、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業に従事していた旨、本年3月6日付けの日本経済新聞により報道されました。

当該報道により、関係者からの問い合わせが相次いでいるため、技能実習制度における除染等業務の取扱いについて、以下のとおりとしている旨お知らせいたします。

技能実習計画の認定基準については、技能実習法施行規則において規定していますが、除染等業務（注1）に関しては、

- ①除染等業務は、一般的に海外で行われる業務ではないこと
- ②放射線被ばくへの対策が必要（注2）な環境は、技能修得のための実習に専念できる環境とは言い難いこと

から、技能実習の趣旨にはそぐわないものであり、技能実習法施行規則第10条第2項第2号イの基準を満たしていないため、除染等業務を実習内容に含む技能実習計画の認定申請があった場合には、外国人技能実習機構において認定しないこととしております。

また、実習計画の認定申請の際には、除染等業務に従事させない旨の誓約書（別添参照）を提出していただくこととしております。

<技能実習法施行規則>

第10条第2項第2号イ

当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でないと認められるものでないこと。

（注1）除染特別地域等（注3）（放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」）内における以下の業務をいう。（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（「除染電離則」）第2条第7項参照）

①土壌等の除染等の業務

汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務

②廃棄物等収集業務

除去土壌や汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれるセシウム134及びセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超えるものに限る）の収集、運搬又は保管に係る業務

③特定汚染土壌等取扱業務

セシウム134とセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務であって、上記2つの業務以外の業務

（注2）技能修得と直接関係のない除染電離則に基づく特別の教育を受けること等が必要であること。

人材開発分科会監理団体審査部会委員名簿

(五十音順)

平成30年3月22日現在

(公益代表)

◎小 杉 礼 子
上 林 千 恵 子
○早 川 智 津 子

(独)労働政策研究・研修機構特任フェロー
法政大学社会学部教授
佐賀大学経済学部教授

(労働者代表)

大 谷 直 子
奈 良 統 一
富 高 裕 子

JAM組織グループ副グループ長
全国建設労働組合総連合書記次長
日本労働組合総連合会労働法制対策局長

(使用者代表)

小 林 信
高 野 晶 子
高 橋 弘 行

全国中小企業団体中央会労働・人材政策本部長
日本商工会議所産業政策第二部課長
一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長

◎は部会長、○は部会長代理

監理団体審査部会の設置について

平成 29 年 3 月
職業能力開発局
海外協力課

- 平成 28 年 11 月 28 日に公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)」においては、団体監理型技能実習を行う場合、監理団体は事前に主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）から許可を得る必要がある。

※法施行は公布日より 1 年以内の政令で定める日

- 厚生労働大臣は、監理団体に対して当該許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないとされているところである。
- 監理団体に対する許可の審査については、人材育成を通じた国際協力を推進することを目的とした技能実習制度に関する専門的な知見に基づき行われる必要がある。
- そのため、職業能力開発分科会の下に新たに監理団体審査部会を設置し、当部会において審査することとする。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

第二節 監理団体

（監理団体の許可）

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業（監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）

二 特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。）

2 前項の許可を受けようとする者（第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。）は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 ～ 六 （抄）

3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとの実習監理を行う団体監理型実習実施者の見込数、当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可の申請を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。

7 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。